

1 1級知的財産管理技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

知的財産管理の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度（知的財産管理に関する業務上の課題の発見と解決を主導することができる技能及びこれに関する専門的な知識の程度）を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
実 技 試 験	
特許専門業務	
イ 戦略	
イー1 知的財産戦略	知的財産戦略に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) IP ランドスケープ (2) ポートフォリオマネジメント (3) オープン&クローズ戦略 (4) コーポレートガバナンス・コード
ロ 管理	
ロー1 法務	法務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 営業秘密管理 (2) 特許関連社内規定（営業秘密管理に関するものを除く）
ロー2 リスクマネジメント	リスクマネジメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 係争対応（特許に関するもの） (2) 他社特許監視 (3) 他社特許排除 イ 情報提供 ロ 無効審判手続
ハ 創造（調達）	
ハー1 情報・調査	I 情報に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 特許関連情報開示 (2) 特許関連情報収集・分析 II 調査に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 先行資料（特許）調査 (2) 他社権利（特許）調査 (3) パテントマップ
ハー2 契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 技術導入契約 (2) 秘密保持契約 (3) 委託共同研究契約 (4) 特許関連契約
ニ 保護（競争力のデザイン）	
ニー1 国内権利化	I 発明支援に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。

	(1) 発明の発掘 (2) 発明者の確定 (3) 発明の評価 II 国内特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 明細書 (2) 意見書提出手続 (3) 補正手続 (4) 拒絶査定不服審判手続 (5) 査定系審決取消訴訟手続 III 国内特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 出願事務 (2) 期限管理 (3) 年金管理
ニ－２ 外国権利化	I 外国特許権利化に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の明細書（英文明細書を含む。） (2) 諸外国の意見書提出手続 (3) 諸外国の補正手続 (4) 諸外国の中間処理手続 (5) 諸外国の権利取得のための争訟手続 (6) 国際出願手続 II 外国特許事務に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 諸外国（米国、欧州、中国、韓国、インド等、以下同じ）の出願事務 (2) 諸外国の期限管理 (3) 諸外国の年金管理
ホ 活用	
ホ－１ 契約	契約に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 共有契約 (2) 秘密保持契約 (3) 実施許諾契約 (4) 特許関連契約
ホ－２ エンフォースメント	特許権のエンフォースメントに関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 侵害判定 (2) 侵害警告 (3) 国内訴訟（当事者系審決等取消訴訟を含む） (4) 外国訴訟 (5) 模倣品排除
ホ－３ 資金調達	特許権を利用した資金調達に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 証券化 (2) 信託 (3) 資金調達（証券化、信託を除く）
ホ－４ 価値評価	特許権の価値評価に関し、次に掲げる事項について業務上の課題の発見と解決を主導することができること。 (1) 定量評価（価格算出を含む） (2) 定性評価（技術評価を含む）

	(3) 棚卸（権利維持方針を含む） (4) 特許権の税務上の取り扱い
--	---------------------------------------